

2005年 野國總管甘諸伝来400年祭



広報  
め

わでな

第401号  
2004年 4月

### 今月の主な内容

- 平成16年度施政方針 2～8P
- 嘉手納町職員人事移動 9P
- トピックス 10～11P
- お知らせ、その他 12P～

ひなまつりおちゃかい



嘉手納町ホームページアドレス <http://www.town.kadena.okinawa.jp>

嘉手納町の人口／男：6,871人 女：6,998人 合計：13,869人（4,883世帯）

\* 出生／11人 \* 死亡／13人 \* 転入／43人 \* 転出／52人 前月との比較【－11人】（平成16年3月1日現在）

# 平成十六年度施政方針



3月定例議会で、平成16年度の施政方針を述べ、町政運営に関する基本的な考え方を明らかにする宮城篤実町長

## 町をとりまく情勢と行政運営への決意

三位一体改革が推進される過程で、地方交付税は大幅に削減され、県内各自治体が平成十六年度予算編成に悪戦苦闘している中での三月定例議会の開催となりました。

議員各位には今日の事態をご理解ご賢察のうえ、本日提出しました嘉手納町平成十六年度一般会計予算案をはじめとする各議案についてご審議いただきま

すようお願い致します。

国が進めようとしている三位一体改革は、本来国庫補助負担金を原則廃止、地方交付税を削減する代わりに、地方自治体に税源を移譲するという三つを同時に実施することが前提条件でありました。ところがその実態は、国からの補助負担金や地方交付税は大幅に削減され、反面、税源の移譲は極めて少なく、各自治体は歳入確保が極めて困難となり予算編成に重大な支障をきたす結果となってきました。

国庫補助負担金が廃止、地方交付税が縮減されるとすれば、

当然のこととして税源の移譲は同時一体的に行なわれるべきであります。その税目としてはあくまでも所得税、消費税など基幹税を移譲するのであれば安定した自治体の運営は不可能となります。

日本国民がどこに住んでいても、等しく標準的な行政サービスが受けられるように地方自治体に交付されているのが地方交付税です。国が地方に実施するよう義務付けた事務を処理するために必要な財源を保障すると同時に、地域間で税源が偏在していることによって生じている財政力の格差を調整する仕組みです。国が法令や制度として定めた事務を地方に義務づけている限り、この地方交付税制度の財源保障の仕組みは廃止することがあってはならないものです。

これからは国も地方も深刻な財政危機を乗り切るため一層の改革を進め、効率的な財政運営をはかる努力が求められています。次の世代に借金をつけを残すことなく町の明るい未来を築くため、町民、議会、役場が一体となつてそれぞれの立場で責任を果たして行かなければならないものと考えます。

私は昨年三月定例議会の冒頭、

施政方針で「政策的な判断により、特別職としての助役、収入役を置かない」ことを決断し、断行致しました。自らの責任でリスクと負担と痛みを伴うことを覚悟の上での改革です。これまで慣例化している制度や仕組みを突き崩す具体的な提案を致しました。議会や町民の理解と協力を得ながら改革を進めるには、こうした時代認識を共有する必要があるのではないかと考えたからです。ところで、何かが変わるうとするときには、必ずその改革に反対する声があります。議会にも一部ありました。①事前に通知がなく唐突、②権限集

中の恐れ、③円滑な行政運営への懸念、④チェック機能に不安、⑤説明責任が果たされていない、⑥将来補佐役を必要とする町長が誕生したら、等であります。

これまでの前例主義を踏襲してきた人びとにとって、確かにこの改革には不安や心配はあったものと思います。そのため、議会の委員会でも質疑を受け、行政の実態を十分説明してきました。町民に対しても各種団体に機会のあることに実情を説明し、理解を得ることに努めてきました。各メディアの社説、解説、論壇、投稿で数多く取り上げてもらい

ましたが、全て肯定的評価をしていただきました。町民も説明を受けて前向きに受け止めていただいております。意外だったのは企業からの賛同と問い合わせでした。社会は確実に改革を強く求めているものと意を強く致しました。

議会も関係条例を賛成多数で可決しました。助役、収入役廃止によって確保した財源で、乳幼児医療費の六歳まで完全無料化と障害児の学童保育を実施することができました。

助役、収入役を廃止してから一年経過しました。ありがたいことに職員は懸命に仕事に取り組み、行政は順調に機能し、町民へのサービスも滞りなく提供しております。覚悟していたことではありますが、首長の責任はさらに厳しく、職員も重い負担に耐えてよく頑張っております。

今後、関係者の協力を得ながら、さらに行政運営上の事務や各組織の見直し、事業の適正化等行政の実態を点検し、無駄をなくして改善を進めて参ります。同時にこれからは、行政の仕事はすべて役場が担うということではなく、行政がやるべき仕事は引き続き責任を持って果たし、民間に任せたいほうがより効率的、



合理的であると判断される仕事は、業者やNPOなど活動団体に委託するなど時代の要求にも応えられる柔軟な行政運営を図って参ります。

分権時代の施策として政府は強力に市町村合併を打ち出してきました。厳しい財政事情に対応し、自治体が自己決定し、自己責任を果たすためには、合併はさけて通れない課題ともなっております。そこで昨年嘉手納、北谷、読谷三町村による「合併問題研究会」を立ち上げ、職員間で検討を重ねて参りました。

その結果を受けて三町村長間において話し合いが持たれましたが、各町村ともそれぞれ処理しなければならぬ課題を多く抱えており、合併特例法の定める平成十七年三月までの短期間での合併は困難だということになりました。しかし、それぞれの町村においてはこれからも引き続き検討を続け、いずれかの機会に合併を進めたいとの結論に至っております。

そこで三町村で、現比謝川行政事務組合のように提携を密にして、可能な業務については現実的に判断し、さらに広域化を進め相互に支えあっていくことになりました。

合併が事実上困難となれば、町単独で生きのびる手立てを尽くさなければなりません。教育や福祉、町民の暮らしの水準を維持するためには町全体としてこれまで以上の改革が求められて参ります。行政は助役、収入役を廃止しており、教育委員会も教育委員の定数削減を進めて参ります。

そこで、議会においても町民の評価に耐えられる改革を進めていたただたく願っております。幸い本町議会は昨年九月「議員定数調査特別委員会」を設置致しました。議員定数については行政から提起することも可能ですが、議会は独立した機関であり、しかも選挙で選ばれた非常勤の公務員です。

それだけに今の時代この町の議員定数は何人が望ましいか、何人で構成すればその役割と使命を果たすことができるのか、自らの意思で調査、検討、決定し、改革の責任を果たすことが町民の期待に応える道だと考えます。

## 嘉手納町二十一世紀躍進プランの推進

嘉手納二十一世紀躍進プランはその中核とする嘉手納タウン

センター開発事業、総合再生事業をリーディングプロジェクトとして継続して推進して参ります。

新町・ロータリー地区第二種市街地再開発事業は、平成十五年度から本格的に移転補償業務を開始しました。新年度も引き

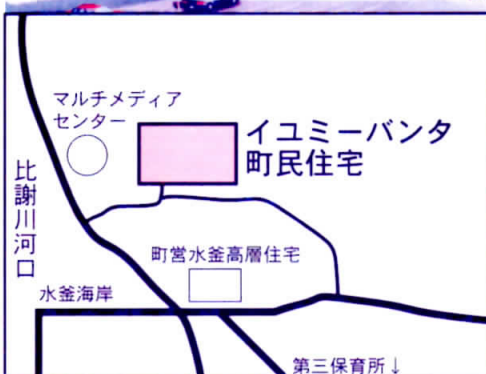
続き補償業務を推進し、併せて残留者に対する仮住居補償等を実施します。

また、移転が完了次第、施設建築物の工事を積極的に推進して参ります。

まちの活性化、人材育成及び雇



イユミーバンタ町民住宅完成予想図



用の場の創出を目的に推進してきましたマルチメディア関連企業誘致事業は、嘉手納町マルチメディアセンターを中核に、一〇社が進出し三二〇名余りの若者が雇用され就業しております。今後とも当センターを拠点に既存進出企業の支援や新規企業の誘致を図り、さらなる雇用の場の創出に努めて参ります。

総合再生事業のイユミーバンタ町民住宅については、マルチメディア関連事業従事者の定住化を促進するとともに、中堅所得者層の定着及び快適な住宅需要に応えるため三十五戸の六階建て集合住宅の建設事業に着手しております。新年度も引き続き建設事業を進め、平成十七年度供給開始に向けて取り組みます。

## 都市環境整備

都市計画・生活環境整備については、都市計画法により、市町村の都市計画に関する基本的な方針である「市町村都市計画マスタープラン」の策定が義務付けられたのを受け、平成十五年度より策定に関する業務を進めております。新年度は、「嘉手納町都市計画マスタープラン」策定とともに、町のあらゆる住宅建設計画の基礎となる「住宅

マスタープラン」及び、より良い緑環境の整備・活用の指針となる「緑の基本計画」を策定します。これらの策定に関しましては、新町・ロータリー地区市街地再開発事業や前年度実施しました住宅密集地を対象とした「住宅地区改良事業計画基礎調査」等をはじめ、これまで整備・計画されました各事業との整合性を計るとともに町民皆様と対話を重ね、幅広く意見を求め、さまざまな観点から嘉手納町全体を見据えたまちづくりに関する計画づくりを行います。

土地の有効利用を促進するため、屋良土地地区画整理事業を実施しておりますが、平成十五年度において懸案でありました未開通道路の整備も完了しております。新年度は換地処分等の手続きに取り組み、事業の早期完了を図って行きます。

公園は、町民の憩い、ふれあいの場、スポーツレクリエーションの場として広く活用されております。新年度は、兼久海浜公園内の多目的運動場のトイレ・倉庫等を改築し、快適な施設が提供できるよう施設整備の充実に図って参ります。また、嘉手納運動公園につきましては嘉手納スポーツドームが平成十四年



整備が進む道路（屋良・千貫田線）

度に完成し、これまで多くの町民に利用されており、スポーツ振興の拠点となっております。新年度は更に当該施設の機能充実に図るため多目的広場・駐車場等の整備を行って参ります。

道路整備については、新年度において町道埋立八号線改良舗装事業及び町道五十八号線改良舗装事業を進め、地域の生活と密着した道路の整備に努めます。また、国道五十八号線形変更に伴う町道中央線整備事業、町民駐車場整備事業、町道四十二号

線整備事業等を年次計画に基づき事業を推進して参ります。未買収道路用地取得事業は、平成十五年度末現在、幹線道路で九九・三％、その他道路では八一・九％の進捗率をみております。今後も年次計画を立てながら取得事業を推進して行きます。町民の住宅問題については、町営住宅の管理戸数が全体で一八八戸に達しており、新年度も引き続き多様化した管理業務への対応と経費の節減・合理化を図るため、管理等の一部業務を沖

縄県住宅供給公社に委託して参ります。

水道事業については、嘉手納町全体の水道施設の見直し計画に基づき新年度より年次毎に整備事業を実施し、町民に清浄にして低廉な水の安定供給を図り公共の福祉に資するとともに、健全な水道事業の運営に努めます。

下水道事業は、昨年度に引き続き兼久中継ポンプ場建築、電気・機械設備の更新工事を行います。また、老朽管を更新するための町道二〇号線管渠更正工事と下水道の人口普及率一〇〇％を達成するため、比謝川の里、町民の家等の地域の汚水管布設工事を行います。更に、全世帯の下水道接続を目指して、水洗化の普及に力を入れて参ります。

都市化の進展や社会情勢の変化に伴い複雑多様化する災害への対応、救急救命業務の高度化への社会の要請にこたえるべく、嘉手納町、読谷村、北谷町の三町村で構成するニライ消防本部が設立され広域消防体制が整いました。新年度は新消防庁舎が完成する予定であり、これによって更なる基盤強化が図られるものと期待しております。

環境衛生について、町民の良質な生活環境を確保していくた

め廃棄物事業のごみ処理は、比謝川行政事務組合の「ごみ・粗大ごみ処理施設」において効率的、衛生的に処理が行われており、町民のご理解をいただきながら、なお一層のごみの分別化と資源化及び減量化に努めて行きます。

また、ごみ減量化の一環としてバイオ生ごみ処理器の普及を図り、各家庭から排出される生ごみを減らし経費の節減に努めます。不法投棄や放置自動車対策は、関係機関との連携を図り、立

看等の設置やパトロールを実施しその啓発に努めます。環境衛生事業については、犬の登録及び狂犬病予防注射の実施、パトロールによる野犬、ハブ、ハチ及び害虫駆除等、引き続き関係機関との連携強化を図りながら実施して参ります。環境保全事業は、環境衛生週間の実施及び区民一斉清掃日を設け、町民に地域環境の美化に対する積極的な活動を促し環境保全に努めます。

## 産業

産業振興は町の活性化につながる施策の展開が求められます。地域の中核商業施設であるネーブルカデナにおいて、平成十四年八月末にコーズネーブルカデナ店が閉鎖し、さらにトイザら



甘藷伝来 400 年祭のロゴマーク、キャラクターロゴ表彰式  
(第 24 回 野國總管まつりにて)

スが移転するなど、一連の店舗閉鎖で商業環境は深刻な状況にありましたが、平成十五年十一月に輸入家具店が入居し、また四月頃店舗が再構成される予定で、ネーブルカテナが再建される動きがあります。さらに、わが町の顔である中心市街地整備が新町・ロータリー地区再開発事業により、

着実に推進されており、それに伴い中心市街地の商店街も大きく変化することが期待されます。したがって昨年策定されました中心市街地活性化基本計画に基づき、商店街への影響調査及び TMO についての検討を行い、中心市街地の活性化に向けて取り組んで参ります。

商品券発行事業は、商工会を主体とし町ぐるみ運動へと展開しておりますが、今後は創意工夫を凝らし地域消費者にとつてより魅力ある商品券として事業展開して参ります。

農業については、昨年農業団体連絡協議会から黙認耕作地内のゲート開閉時間の延長についての要請があり、第十八弾薬庫中隊の司令官に要請行動の結果、今年六月から実施できる運びになっております。これによって、夏場の農産物の育苗及び肥培管理が充実し、農産物の生産促進が図られます。

また、四月にオープンする農産物加工施設において、現状のままでは商品価値の少ない農産物を加工品として活用させ、嘉手納町の特産品づくりの促進に努めて参ります。

本県の厳しい雇用失業情勢を踏まえて、緊急かつ臨時的な雇用・就業機会の創出等を図るために実施してきました緊急雇用創出特別事業は、新規事業として公共施設に保存されているアナログ映像などをデジタル保存するアナログ映像デジタル化事業及び町内の空き店舗情報や企業の求人情報のデータベース作成事業を実施するとともに、引き続

き公園草刈・清掃・緑化事業を進めて参ります。

二〇〇五年開催予定の「野國總管甘藷伝来四〇〇年祭」につきましては、実行体制を強化するため、今年一月に甘藷伝来四〇〇年祭課を新設し、実施計画の策定、小中学生向けの副読本の制作などを行ってきました。新年度は四〇〇年祭の前年度に当ります。十月の野國總管まつりをイベントとして位置付け、全町民協働による四〇〇年祭への取り組みを展開し、全国に甘藷発祥の地として野國總管の遺産や健康食として甘藷の持つ可能性をアピールし、二〇〇五年の野國總管甘藷伝来四〇〇年祭につなげて参ります。

## 保健福祉

福祉行政は、町民が互いに支え合う心の発露が課題となります。

老人福祉事業は、低所得者の高齢者を対象に支給した敬老祝金制度について、老人クラブ連合会、各区老人クラブ及び自治会など各団体と協議し更に調査・検討した結果これを廃止することになりました。新年度はこの財源を活かし、幅広く介護予防・地域支え合い事業として各区で

実施されているミニデイサービス事業及び敬老事業の充実拡大を図って参ります。

障害者福祉は、支援費制度の開始から一年を経過しました。今後も利用者の視点に立ち、制度の周知徹底に努めます。また、新年度は、重度身体障害者の社会参加の促進を図るため、重度身体障害者移動支援事業を実施致します。

児童福祉は、快適な保育環境の整備に努めるとともに、地域のニーズに応じた延長保育や一時的保育の充実と待機児童の解消に努めます。

子育て支援センターは、子育て家庭におけるすべての子ども達及び親達への支援として、放課後児童保育、障害児児童保育事業を実施しております。今後は障害児児童一時保育の受入れを開始して子育て支援体制の更なる拡充に努めて参ります。

保健事業は、老人保健、母子保健、乳幼児医療費の助成、伝染病予防を実施し、町民の健康管理の強化に取り組めます。新年度は、老人保健事業の生活習慣病予防を推進していくため、集団健診の受診率の向上を図ります。また、町民が自らの健康状態を把握し、健康管理が出来

るよう嘉手納町健康づくり計画の策定を進めるとともに「健康フェスタ（仮称）」を開催し町民の健康増進を推進して参ります。

母子保健は、社会問題化している「子ども達の問題、事故」や「親等から受ける虐待」から子どもを守るため「母子保健推進員」などのボランティアの協力を得て「子どもの健やかな成長を地域で支えあい、安心して子育てができる町・嘉手納」の実現を目指します。

乳幼児医療費助成は、引き続き未就学児までを対象に実施し、乳幼児の疾病の早期発見と早期治療を促進するとともに医療費の負担軽減を図り、次代を担う乳幼児の健やかな育成を推進して参ります。

伝染病予防は、従来の予防接種の実施はもとより、麻疹予防接種の全額公費負担及び六十五歳以上の高齢者に対するインフルエンザ予防接種の一部公費負担を引き続き実施致します。

国民健康保険及び老人医療に関する事業については、引き続き医療費の適正化、保健事業の充実強化、国保資格の適用適正化、国保税の収納強化等を推進し、国保財政の健全化に向けた一層の取り組みと、国保事業の安定

運営に努めます。新年度も国の助成を受け、「町民健康管理総合データバンク事業」、「国保総合健康づくり支援事業」等を実施して参ります。また、昨年の機構改革に伴い保健事業の推進体制が充実強化され、「医療と保健」の密接な連携が可能となり、なお一層の医療費の適正化と、町民の健康増進を図って行きます。

国民年金は、町民の老後の経済的な支え、町民福祉の向上を図るとい立場で今後とも積極的に国との連携を強化しすべての町民が年金を受けられるよう啓発等に全力を挙げて取り組んで参ります。また、保険料納付が困難な方に対しては、免除申請制度の周知を図り、無年金者対策に努めます。

国民年金は、町民の老後の経済的な支え、町民福祉の向上を図るとい立場で今後とも積極的に国との連携を強化しすべての町民が年金を受けられるよう啓発等に全力を挙げて取り組んで参ります。また、保険料納付が困難な方に対しては、免除申請制度の周知を図り、無年金者対策に努めます。

## 教育文化

教育行政に関しても改革は例外ではありません。地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第三条には、「町村の教育委員にあつては三人の委員をもつて組織できる。」と規定されています。したがって、教育委員会のご理解をいただいて新年度から委員の定数を三人とする条例案を提出致します。なお、経過措置として、平成十六年度におい



全国一に輝いた嘉手納中学校ロボットクラブ

ては地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第一条の規定に基づき、暫定的に委員の定数は四人となります。

平成九年度から実施している各幼稚園・各小中学校への英会話指導員、パソコン指導員についても引き続き配置して、子ども達の英会話能力、パソコン操作・活用能力を高めて参ります。さらに、今年度で五回目にな

る中学校二年生全員による職場体験学習「ふれあいチバリワークデーズ」についても関係機関と連携を深め、積極的に推進します。

青少年の健全育成は、青少年センターを拠点に学校・家庭・地域・関係機関の緊密な連携を深め、健全育成活動や環境浄化運動を強力に推進します。また、「いじめ」や「金銭せびり」「喫煙

等の諸問題行動の未然防止及び「気になる子」への対応は、学校・青少年指導員・PTA・自治会・民生委員等と連携し、協力体制を強化して参ります。特に平成十五年度は、生徒指導補助員の配置により不登校の児童生徒が減少し、多大な成果を上げることができました。スクールカウンセラー・適応指導教室指導員についても、引き続き配置するとともに心因性で不登校になっている子ども達への指導体制を強化し、学校適応力の復活を強力に支援します。そして、「気になる子」の居場所づくりは、役場が率先して体験学習の場を提供し、全庁的な受け入れ体制づくりに努めて参ります。

学校施設につきましては、引き続き嘉手納小学校の敷地整備事業を推進し、学校環境の早期整備を図ります。また、嘉手納幼稚園園舎の老朽化に伴い、同園舎の嘉手納小学校敷地内への移転に向けて引き続き取り組んで参ります。さらに、老朽化が進んでいる嘉手納中学校体育館の建設については、建設場所の選定に取り組んで参ります。生涯学習は、町民の生涯にわたる学習活動を推進するという観点に立つて学校教育、家庭教育、



社会教育のそれぞれの機能を強化するとともに、相互の連携を図りながら「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」学べる学習機会の場の提供とその拡充を図り、町民の生き甲斐づくりを支援して参ります。また、地域で子どもを育てる環境を整備し、親子の様々な活動を支援するため、子ども情報誌の発行、自然体験活動、地域人材を活用した諸事業を推進します。

公民館事業は、町民の学習活動や文化活動を支援する生涯学習の場を提供するため、引き続き町民のニーズに対応した各種講座を開設するとともに、個人、団体、各種サークルの主體的な活動が展開できる学習環境づくりを進めます。また、中央公民館図書室の運営についても、その充実を図ります。

嘉手納地区・屋良地区の両児童館は、子ども達の放課後のスポーツ活動や読書、地域とのふれあいの場として活用されています。今後も子ども達の地域活動の拠点として、施設運営の充実に努めて参ります。

文化振興は、今日まで町文化協会を中心に町民文化の創造、発表の場が創出されてきました。今後とも文化祭をはじめ様々な

文化事業を展開しながら町民文化の向上に努めて参ります。

生涯スポーツは、町民のスポーツに対するニーズの増大や多様化に対応できるようスポーツ指導者や体育指導委員の活用強化と各種スポーツ教室の内容の充実を図ります。また、スポーツ施設環境の整備が年々図られており、今後とも施設の有効活

用を図り、スポーツ振興を推進致します。

文化財保護に関しましては、民俗資料室の展示を時代順にし、年表等を駆使してその内容を理解しやすいものにするほか、終戦後の村民生活状況を彷彿させる「小雑貨店」の模型の作製など展示内容の工夫、充実に努めます。

## 祝 道の駅・学習展示室来館10



### 道の駅「かでな」学習展示室、来観者10万人突破表彰式

町史編纂事業は、本町に関する史資料・記録を次ぎの世代に引き継ぐ貴重な財産であります。新年度は、「嘉手納町史」資料編七「自然・考古資料」、資料編八「戦後資料」に関する諸資料の調査・収集整理に取り組みます。特に昭和二十年以後の新聞や聞き取り調査を重点に進めて参ります。

人材育成事業は、次代を担う優れた人材を多面的に育成するとともに、引き続き貸与事業や助成事業の充実強化を図り、社会に貢献できる人材の育成を推進して参ります。

実践英語やコンピュータなどに関する高度な技能を有する若者の育成を目指して開設した嘉手納外語塾は、内外から高い評価を受け、在学中、英検、ITなどの資格を取得し、卒業後は大学進学、留学、就職等着々と成果をあげております。

新年度は、英語、中国語、スペイン語、IT教育の他にボランティア活動への積極的な参加と社会人としての資質やマナー教育を重視するとともに、新たに民間企業等での職場研修を設け、さらなる充実発展に努めて参ります。

### 基地行政は、情報の速やかな

収集と適切な対応が求められます。道の駅構内での米軍憲兵のM十六ライフル銃携帯、嘉手納基地への救難中隊の新設や航空医療搬送中隊の移設、ジャイアントボイス演習などの問題が発生し、その度に米軍及び関係機関への抗議要請行動を展開して参りましたが、根本的な解決をみるに至っておりません。

したがって、町民の安全な生活を守るため、今後も基地に起因する事件・事故等については迅速かつ毅然とした態度で臨んで参ります。

とりわけ航空機騒音については、嘉手納飛行場における「航空機騒音規制措置」の遵守徹底のほか航空機排気ガス対策や海軍駐機場移設につきましても速やかに実現するよう継続して要請して参ります。また、被保護世帯等に対する、住宅防音維持費の助成も引き続き実施します。

なお、昨年四月、道の駅にオープンした「学習展示室」は県内外から多くの来館者があり、四月の一周年目には来館者二〇万人突破が見込まれております。

特に、県外からの観光客や修学旅行の団体から、沖縄の戦後史を学ぶ施設として高い評価を受

### 基地行政

けております。今後とも運営の充実を図りながら、基地の実態と嘉手納町の現状を広く来館者に紹介して参ります。

## 行財政

執行体制と行財政の運用は、時代の変化に応じてダイナミックスに展開します。

男女共同参画行政は、男女の人権が尊重され、個人がその能力と個性を発揮し男女が共に責任を担いあえる社会の形成に向けて取り組んで参ります。新年度は、本町における男女共同参画計画の策定に向けて嘉手納町男女共同参画会議を設置するとともに、町民の意識調査を実施致します。

住民基本台帳のネットワーク化が図られたことにより、全国共通の本人確認が可能となりました。現在、写真つき住民基本台帳カードについては公的身分証明書としても使用されております。今後、カードの市町村独自利用領域を活用し、公共施設の空き照会や予約サービス等、利用者の視点に立った様々なサービスの提供に努めて参ります。

最近における行政の役割の増加や職務内容、職場環境の変化などにより職員の心理的負荷も

増加しており、それに伴って職場における心の健康づくりへの対策が求められております。新年度は、職員の健康管理の充実を図るため、メンタルヘルスの嘱託医制度を新設し、職場における「心の健康」対策をより一層推進して参ります。

ところで現下の地方財政は、税収の低迷による大幅な財源不足と借入金残高の増大等により引き続き厳しい状況下にある中で、国による三位一体改革の推進により、地方交付税は年々削減され、地方自治体の財政は極めて深刻な状況に直面しております。特に平成十六年度の予算編成においては、地方交付税や国庫補助負担金等が大幅に削減される一方で、税源の移譲は少なく、多くの自治体において多額の財源不足が発生し、本県の市町村においても、人件費等の歳出削減をはじめ財政調整基金や減債基金等の多額の取り崩しを余儀なくされるなど、厳しい対応を迫られる状況となっております。

三位一体改革により、本町に交付される地方交付税の額も年々大幅に減少してきております。平成十四年度決算では対前年度比で一八七、六三二千円、率にして八・四％が減額され、十五

年度決算見込みでは、対前年度比三〇四、二一二千円、率にして一四・八％の減となつております。また、平成十六年度当初予算においても対前年度当初予算比で一五二、二〇〇千円、九・二％の減額が見込まれております。

これまで地方交付税の減少による財源不足額については、臨時財政対策債を借り入れて補てんする措置がとられておりますが、補てん後においても交付税総額は決算ベースで確実に減少している状況にあります。これに加えて、国庫補助負担金の一般財源化に伴う税源の移譲は低額で、平成十六年度は、公立保育所の運営に係る児童福祉費負担金と児童手当事務委託金等の一般財源化が実施されたものの、補助負担金等の削減見込額が約九七、〇〇〇千円であるのに対し、税源移譲される所得譲与税の見込額は約二三、〇〇〇千円と削減額の二四％にすぎず、これらのことが町財政を圧迫する大きな要因となっております。

三位一体の改革は、今後も引き続き実施される見込みであり、予断を許さない状況にあります。このような中であって、本格的な事業展開の時期を迎えた嘉手納タウンセンター開発事業をは

じめ、本町のまちづくりの諸施策の実施に向けて、町財政の的確な対応が求められております。今後の行財政運営においては、三位一体改革の動向に十分留意しつつ、なお一層の歳入の確保と歳出全般にわたる見直しを図り、併せて行政組織や事務・事業等の効率化・合理化に取り組む必要があります。このため、今後の行財政改革を確実なものにしていくため、新年度は「行政改革推進班」を設置するとともに、「嘉手納町行政改革推進委員会」を立ち上げ、民間活用等も取り入れた行政改革大綱を早急に策定し、今後の財政需要に安定的、効率的に対応できる行財政の確立に向けて取り組んで参ります。

このような状況に基づいて編成された平成十六年度一般会計予算案、水道事業会計予算案、三特別会計予算案は、次のとおりであります。

一、一般会計予算  
九、八〇五、五〇九千円

二、国民健康保険特別会計予算  
一、六一五、七六八千円

三、老人保健特別会計予算  
一、〇七六、五二八千円

四、水道事業会計予算  
水道事業収益  
三八〇、四八七千円

水道事業費

三四九、一七一千円

資本的収入

七〇、四四九千円

資本的支出

一四七、二六九千円

五、下水道事業特別会計予算  
四五五、八四五千円

以上、平成十六年度の町政運営に当たり、私の施政方針と考え方を申し上げて参りましたが、社会経済情勢の急速な変化に的確に対処しつつ、「嘉手納二十一世紀躍進プラン」を基本に、活気に満ちた品格のあるまちの実現に向けて全職員の英知を結集し、総力を上げて諸施策を遂行して参ります。

議員諸賢並びに町民の皆さまのご指導とご支援をお願い申し上げます。

平成十六年三月一〇日

嘉手納町長 宮城 篤 実



# 嘉手納町職員人事異動

(平成16年4月1日付)

| 現所属部課       | 現 職 名           | 氏 名     | 異 動 先         | 新 職 名         | 備 考        |
|-------------|-----------------|---------|---------------|---------------|------------|
| 教 育 委 員 会   | 教 育 部 長         | 兼 村 憲 諦 | 定 年 退 職       |               | 3月31日      |
| 建 設 部       | 水 道 課 長         | 久 高 義 栄 | 定 年 退 職       |               | 3月31日      |
| 福 祉 部 福 祉 課 | 第 2 保 育 所 係 長   | 徳 里 スミ子 | 定 年 退 職       |               | 3月31日      |
| 福 祉 部 町 民 課 | 国 民 年 金 係 長     | 津波古 米 子 | 定 年 退 職       |               | 3月31日      |
| 教育委員会学校教育課  | 主 任 主 事         | 源 河 恵美子 | 定 年 退 職       |               | 3月31日      |
| 教育委員会教育総務課  | 調 理 人           | 与那嶺 忠   | 定 年 退 職       |               | 3月31日      |
| 部 長 級       |                 |         |               |               |            |
| 総 務 部       | 総務部長兼情報政策課長     | 塩 川 勇 吉 | 総 務 部         | 総 務 部 長       | 情報政策課長を解く  |
| 福 祉 部       | 福 祉 部 長         | 奥 間 清 次 | 教 育 委 員 会     | 教 育 部 長       |            |
| プロジェクト未来部   | プロジェクト未来部長      | 照 屋 高 一 | 福 祉 部         | 福 祉 部 長       |            |
| プロジェクト未来部   | プロジェクト未来部調整監    | 下 地 朝 一 | プロジェクト未来部     | プロジェクト未来部長    |            |
| 課 長 級       |                 |         |               |               |            |
| 総務部基地渉外課    | 基 地 渉 外 課 長     | 古 謝 政 則 | 総 務 部 総 務 課   | 総 務 課 長       |            |
| 総 務 部 総 務 課 | 行 政 係 長         | 稲 嶺 強 志 | 総 務 部 総 務 課   | 総 務 課 主 幹     | 昇任(行政係長兼務) |
| 総務部企画財政課    | 財 政 係 長         | 比 嘉 孝 史 | 総務部情報政策課      | 情報政策課長        | 昇 任        |
| 教育委員会生涯学習課  | 生 涯 学 習 課 長     | 渡嘉敷 通 晃 | 総務部基地渉外課      | 基地渉外課長        |            |
| 建設部産業振興課    | 産 業 振 興 課 長     | 濱 元 朝 彦 | 教育委員会生涯学習課    | 生涯学習課長        |            |
| 建設部産業振興課    | 産 業 振 興 課 長 補 佐 | 上 原 清 道 | 建設部産業振興課      | 産業振興課長補佐      | 産業振興係長兼務   |
| 介護広域連合      | 認 定 課 長         | 町 田 宗 善 | 福祉部いきいき健康課    | いきいき健康課長      | 出向を解く      |
| 福 祉 部 町 民 課 | 戸 籍 住 民 係 長     | 屋 宜 京 子 | 福 祉 部 町 民 課   | 町 民 課 長       | 昇任(年金係長兼務) |
| 総 務 部 総 務 課 | 総 務 課 長         | 古 謝 義 光 | 建設部産業振興課      | 産業振興課長        |            |
| 比謝川行政事務組合   | 事 務 局 長         | 福 地 實   | 建設部都市建設課      | 都市建設課長        | 出向を解く      |
| 社会福祉協議会     | 事 務 局 長         | 多和田 真 栄 | 建設部都市建設課      | 都市建設課主幹       | 出向を解く      |
| 建設部都市建設課    | 都 市 建 設 課 長     | 金 城 良 市 | 建 設 部         | 水 道 課 長       |            |
| 福 祉 部 町 民 課 | 町 民 課 長         | 仲宗根 敏 明 | 社会福祉協議会       | 事 務 局 長       | 出 向        |
| 福祉部いきいき健康課  | い き い き 健 康 課 長 | 吉 浜 朝 保 | 介護広域連合        | 総 務 課 長       | 出 向        |
| 建設部水道課      | 業 務 係 長         | 高江洲 昌 盛 | 比謝川行政事務組合     | 事 務 局 長       | 昇任出向       |
| 係 長 級       |                 |         |               |               |            |
| 総務部企画財政課    | 主 任 主 事         | 山 内 智   | 総務部企画財政課      | 財 政 係 長       | 昇 任        |
| 福 祉 部 町 民 課 | 保 育 士           | 多嘉良 栄美子 | 福 祉 部 町 民 課   | 第 3 保 育 所 係 長 | 昇 任        |
| 福 祉 部 町 民 課 | 主 任 主 事         | 與那覇 洋 子 | 福 祉 部 町 民 課   | 町 民 係 長       | 昇 任        |
| 福 祉 部 町 民 課 | 第 3 保 育 所 係 長   | 山 城 喜代子 | 福 祉 部 町 民 課   | 第 2 保 育 所 係 長 |            |
| 建設部産業振興課    | 産 業 係 長         | 中 川 宗 雄 | 福祉部いきいき健康課    | 健康予防係長        |            |
| 建設部都市建設課    | 用 地 係 長         | 仲 村 重 夫 | 総 務 部 税 務 課   | 資 産 税 係 長     |            |
| 福祉部いきいき健康課  | 健 康 予 防 係 長     | 真 壁 孝   | 建設部産業振興課      | 振 興 係 長       |            |
| 総 務 部 税 務 課 | 資 産 税 係 長       | 石 川 護   | 建設部甘藷伝来400年祭課 | 4 0 0 年 祭 係 長 |            |
| 教育委員会教育総務課  | 教 育 総 務 係 長     | 山 田 義 弘 | 建設部水道課        | 業 務 係 長       |            |
| 建設部産業振興課    | 振 興 係 長         | 仲村渠 信 一 | 教育委員会教育総務課    | 教 育 総 務 係 長   |            |
| 職 員         |                 |         |               |               |            |
| 総務部情報政策課    | 主 任 主 事         | 我 謝 治 彦 | 総 務 部 総 務 課   | 主 任 主 事       | 行政改革班      |
| 介護広域連合      | 主 任 主 事         | 町 田 優   | 総務部企画財政課      | 主 任 主 事       |            |
| 建設部都市建設課    | 主 任 主 事         | 奥 間 広 美 | 総務部企画財政課      | 主 任 主 事       |            |
| 総 務 部 総 務 課 | 主 事 補           | 知 念 さおり | 総務部情報政策課      | 主 事 補         |            |
| 総務部企画財政課    | 主 事 補           | 山 城 久 幸 | 福 祉 部 町 民 課   | 主 事 補         |            |
| 総務部情報政策課    | 主 事             | 波 平 綾 子 | 建設部都市建設課      | 主 事           |            |

## 第六回嘉老連作品展示会を開催

### ― 嘉手納町老人クラブ連合会 ―

去る三月七日、町総合福祉センターで、嘉手納町老人クラブ連合会が主催する「第七回作品展示会」が開催されました。

この作品展示会は、会員相互の親睦と健康増進を目的としたもので、町内の六〇歳以上の方々から出品された数多くの作品が展示されました。作品展を前に行われたオー



## 親子ひなまつりお茶会

### ― 屋良幼稚園 ―



この催しは、日本の伝統文化である茶道に触れることで、子ども達に幼い頃から礼儀や作法を身に付けてもらうこと、またこれから入学する小学校の先生を招き、園児やお父さんお母さんと一緒になってお茶会を楽しむことを目的に行われたものです。

去る三月三日、屋良幼稚園で「親子ひなまつりお茶会」が行われました。

お茶会では、玉城美佐子さん（茶道裏千家淡行会沖縄支部学校茶道指導者）や喜友名千代子さん、上原美恵子さんから子ども達へ、お茶の立て方や運び方、



いただき方などの指導が行なわれ、子ども達も、かしこまりながらも礼儀作法をききとこなしていました。

## 嘉手納高層住宅で火災予防訓練

### ― ニライ消防 ―

嘉手納、北谷、読谷の三町村で構成する比謝川行政事務組合ニライ消防本部が春の火

災予防週間における事業の一環として、去る三月五日、町営水釜高層住宅で火災訓練を実施しました。

訓練は、高層住宅三階の部

屋から逃げ遅れた人がいることを想定し、四〇人の消防隊員が参加して救助訓練と消化訓練が同時に実施されました。

スモークが炊かれ、はしご車やポンプ車がサイレンを鳴らしながら到着するなど、本番さながらに行われた訓練での隊員の働きを、住民はかたずを飲んで見守っていました。





が町の誇り、将来への夢」と題し、宮城篤実町長による基調講演が行われました。宮城

去る二月二十日、中部広域市町村圏事務組合・ゆがふう塾塾務会が主催し、嘉手納町と沖縄県対米請求権事業協会が共催する「第六回 ゆがふうフォーラム in かでな」が嘉手納町軍用地等地主会館で、開催されました。

## 「ゆがふうフォーラム in かでな」を開催



町長は「わが町の誇りは、郷土の偉人野國總管であり、地域住民であります。現在、嘉手納町は、街の再開発や情報通信産業の誘致などの事業を展開中ではありますが、これからも、この町に住む人々の智慧を生かした街づくりを進めていきたい」と話しました。

講演に引き続き、「嘉手納町の明日を語る」をテーマにパネルディスカッションが行われ、中部地区の市町村職員で構成する塾生から、様々な視点から見た嘉手納町の街づくりに対する多くのアイデアや意見が出されました。



パネリスト  
仲宗根 清雄

パネリスト  
城間 浩

パネリスト  
勢理客 一之

嘉手納町不当要求行為等の防止に関する要綱が、去る三月五日に施行され、同日町民に対して公表されました。この要綱は、嘉手納町の事務事業又は職員に対するあらゆる不当要求行為及び暴力的不当要求行為に対し、組織的取り組みを行うことにより、当該行為に適切に対処することと職員的安全と事務事業の円滑かつ適正な執行を確保することを目的に制定されたものです。

嘉手納町不当要求行為等の防止に関する要綱が、去る三月五日に施行され、同日町民に対して公表されました。この要綱は、嘉手納町の事務事業又は職員に対するあらゆる不当要求行為及び暴力的不当要求行為に対し、組織的取り組みを行うことにより、当該行為に適切に対処することと職員的安全と事務事業の円滑かつ適正な執行を確保することを目的に制定されたものです。



## 知念勇一さんがリュウキュウマツを寄贈

去る、二月二十五日、東区在住（字屋良五七八二）の知念勇一さんから、二〇〇五年に甘諸伝来四〇〇年祭を迎える嘉手納町内の緑化推進に貢献しようとしてリュウキュウマツ十四本が町役場に寄贈されました。

知念さんは、屋良小学校から嘉手納高校通りに植栽されているクロキの剪定を十一年間にわたりボランティアで行うなど、これまでも、町の緑化推進に貢献してきました。



去る二月二十二日、第十二回二〇〇四おきなわマラソンが開催されました。

午前九時、六、八六二人のランナーが、激しい雨の降り続く中、制限時間内のゴールを目指し沖縄県総合運動公園をスタートしました。

本町からも一〇二人のランナーがエントリー。三時間三十六分三十三秒の玉城和男さんを先頭に六十四人が完走しました。

嘉手納基地第五ゲート付近には、ボランティアで参加した嘉手納町婦人会、商工会、中高生など総勢一〇五人の協力で給水ポイントが設けられ、ランナーへの給水や黒砂糖、バナナなどの補給が行われました。また、総管太鼓の皆さんの途切れることのない演奏や、応援する人々の声を枯らしての声援が疲れの見え始めたランナーを励ました。そして近くの制限時間の打ち切りポイントでは、時間内に駆け込む者、後一步間に合わなかった者など、悲喜こもごものランナーの姿が見られました。

## 2004、おきなわマラソン



ご寄付  
ありがとうございます  
ごぞいます

◆社協へ

\* 字嘉手納 3 1 3 - 4 上間ハル様より 故夫 上間久雄様の香典返しとして 10万円

### 町長の主な業務日誌

(二月一日～三月一日)

二月

一六日 沖縄県軍用地等地主連合会地区別代議員会

一七日 中部市町村会定例会

一八日 嘉手納外語塾運営委員会

一九日 沖縄県町村会理事会

二〇日 沖縄県土地開発公社幹事会

二〇日 平成15年度第六回ゆがふうフォーラム(嘉手納)

二二日 沖縄県介護保険広域連合 首長会議

二四日 交通災害共済組合議会

二五日 沖縄県総合事務組合議会

二六日 全国町村会理事会(東京)

二六日 第三〇回沖縄県保育所長・市町村保育関係職員研修会にて講演

二七日 沖縄県町村会総会

二七日 沖縄県土地開発公社理事会

二七日 沖縄県地域振興対策協議会総会

三月

一日 春の火災予防運動出発式

二日 平成一六年度第一回沖縄県市町村自治会館管理組合議会定例会

三日 第七回沖縄県介護保険広域連合会議会(定例会)

四日 第七回沖縄県介護保険広域連合会議会(定例会)

七日 第七回嘉老連作品展示会

一〇日 定例議会



## 平成16年4月1日から 児童手当が小学校3年生まで拡大されます

平成16年4月1日から、児童手当制度が拡充されました。支給対象年齢が、現在の義務教育就学前（6歳到達後最初の年度末）までから、小学校第3学年修了前（9歳到達後最初の年度末）までに拡大されます。

新たに、児童手当を受けようとする児童の保護者の皆様については、市区町村の窓口（公務員の方は勤務先）で、認定請求等の手続きが必要となります。

なお、改正に伴う新規請求等は、法施行日から、平成16年9月30日まで受け付けたものに限り、特例的に4月1日（または支給要件に該当した日）にさかのぼって支給されます。

※制度改正後、新たに該当する方々

○ 平成16年度小学校入学児童等の保護者の皆様  
（平成9年4月2日生まれ～平成10年4月1日生まれ）

平成16年3月31日まで、当該児童に係わる児童手当等を受給していた保護者の方は、**特段の手続きは必要ありません。**（児童手当等は4月以降も引き続き支給されます。）

上記に該当しない保護者の方で、受給資格がある場合は、認定請求又は額改定認定請求が必要になります。（右記参照。）

○ 平成16年度小学校2・3年生の児童等の保護者の皆様  
（平成7年4月2日生まれ～平成9年4月1日生まれ）

現在、児童手当等を受給していない保護者の方は認定請求、現在すでに就学前児童について児童手当等を受給されている保護者の方は**額改定請求等が必要**となります。なお、請求書のほか、認定に必要な添付書類は、

＊年金加入証明書等（申請者が厚生年金加入者の場合）

＊所得証明書（当該市区町村にその年の1月1日に住所がなかった場合）

などとなっています。

（注）所得が一定額以上の場合、児童手当等が支給されない場合があります。

以上、詳しくは市区町村窓口（公務員は勤務先）にお問い合わせください。

嘉手納町役場 福祉課 児童福祉係

TEL 956-1111（内123）

## 障害児福祉手当・特別障害者手当制度について

県では、精神又は身体の重度障害のため、常時特別の介護を必要とするなど、在宅の重度障害児者に対し、特別の負担を軽減する一助として、障害児福祉手当・特別障害者手当を支給しております。以下、その制度について紹介します。

|       |                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                      |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 支給対象者 | 障害児福祉手当                                                                                                                                                                                     | 精神又は身体に著しい重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の在宅の障害児で、福祉保健所長の認定を受けた方。<br>なお、以下の場合は対象となりません。<br>(1) 施設に入所（通所を除く）している場合。<br>(2) 政令で定める公的年金を受給している場合。 |
|       | 特別障害者手当                                                                                                                                                                                     | 精神又は身体に著しい重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の障害者で、福祉保健所長の認定を受けた方。<br>(1) 施設に入所（通所を除く）している場合。<br>(2) 病院又は診療所に3カ月以上継続入院している場合。                   |
| 支給制限  | 手当を請求する方の前年の所得が一定金額以上ある場合、又は同居している配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定金額以上ある場合には、手当の支給が制限されます。                                                                                                               |                                                                                                                                                      |
| 手当額   | 障害児福祉手当                                                                                                                                                                                     | 月額 14,480円（平成16年3月現在）                                                                                                                                |
|       | 特別障害者手当                                                                                                                                                                                     | 月額 26,620円（平成16年3月現在）                                                                                                                                |
| 支給    | 毎年2月、5月、8月、11月の4回に分けて、その前月分までの3カ月分を、届け出た金融機関の口座に振り込みます。                                                                                                                                     |                                                                                                                                                      |
| 申請手続  | 認定請求書、所得状況届、所得証明書、住民票謄本の写、認定診断書などの必要書類を添えて、お住まいの町村役場の障害者福祉の窓口へ提出して下さい。なお、認定請求書などは役場または中部福祉保健所福祉課にありますので、お問い合わせ下さい。<br><br>嘉手納町役場福祉課障害福祉係 TEL 098-956-1111<br>沖縄県中部福祉保健所福祉課 TEL 098-938-9709 |                                                                                                                                                      |

# 嘉手納町営体育施設使用料の変更

## 1 総合運動場

| 区 分     |     |         | 1 時 間 当 た り 使 用 料 |           |
|---------|-----|---------|-------------------|-----------|
|         |     |         | 施 設               | 照 明       |
| 専 用 使 用 | 町 内 | 小・中・高校生 | 半面 100円           | 半面 500円   |
|         |     | 大学生・一 般 | 半面 200円           |           |
|         | 町 外 | 小・中・高校生 | 半面 300円           | 半面 1,000円 |
|         |     | 大学生・一 般 | 半面 600円           |           |
|         | 町 内 | 小・中・高校生 | 全面 200円           | 全面 1,000円 |
|         |     | 大学生・一 般 | 全面 400円           |           |
|         | 町 外 | 小・中・高校生 | 全面 600円           | 全面 2,000円 |
|         |     | 大学生・一 般 | 全面 1,200円         |           |

- (1) 入場料を徴収する場合は、使用料の10割増しとする。  
(2) 1時間未満は1時間とみなし、時間延長は1時間を限度とする。

## 2 ソフトボール場

| 区 分     |     |         | 1 時間 当たり 使用 料 |         |
|---------|-----|---------|---------------|---------|
|         |     |         | 施 設           | 照 明     |
| 専 用 使 用 | 町 内 | 小・中・高校生 | 100 円         | 800 円   |
|         |     | 大学生・一 般 | 200 円         |         |
|         | 町 外 | 小・中・高校生 | 300 円         | 1,600 円 |
|         |     | 大学生・一 般 | 600 円         |         |

- (1) 入場料を徴収する場合は、使用料の10割増しとする。  
(2) 1時間未満は1時間とみなし、時間延長は1時間を限度とする。

## 3 テニス場

| 区 分 |         | 1 時間当たり使用料 |           |
|-----|---------|------------|-----------|
|     |         | 施 設        | 照 明       |
| 町 内 | 小・中・高校生 | 1 面 100円   | 1 面 200円  |
|     | 大学生・一 般 | 1 面 200円   |           |
| 町 外 | 小・中・高校生 | 1 面 200円   | 1 面 400円  |
|     | 大学生・一 般 | 1 面 500円   |           |
| 町 内 | 小・中・高校生 | 全面 400円    | 全面 800円   |
|     | 大学生・一 般 | 全面 800円    |           |
| 町 外 | 小・中・高校生 | 全面 800円    | 全面 1,600円 |
|     | 大学生・一 般 | 全面 2,000円  |           |

- (1) 入場料を徴収する場合は、使用料の10割増しとする。  
(2) 1時間未満は1時間とみなし、時間延長は1時間を限度とする。

## 4 兼久体育館

| 区 分                  |       |               | 1 時間 当 たり 使 用 料     |       |             |                   |
|----------------------|-------|---------------|---------------------|-------|-------------|-------------------|
|                      |       |               | 施 設                 |       | 照 明         |                   |
|                      |       |               | 半 面                 | 全 面   | 2 分 の 1 点 灯 | 全 点 灯             |
| 専 用 使 用              | 町 内   | 小 ・ 中 ・ 高 校 生 | 50 円                | 100 円 | 150 円       | 300 円             |
|                      |       | 大 学 生 ・ 一 般   | 100 円               | 200 円 |             |                   |
|                      | 町 外   | 小 ・ 中 ・ 高 校 生 | 100 円               | 200 円 | 300 円       | 600 円             |
|                      |       | 大 学 生 ・ 一 般   | 200 円               | 400 円 |             |                   |
| 個 人 使 用<br>(二 階 部 分) | 使 用 料 |               |                     |       |             |                   |
|                      | 町 内   | 小 ・ 中 ・ 高 校 生 | 無 料                 |       |             | 無 料 (照 明 四 隅 点 灯) |
|                      |       | 大 学 生 ・ 一 般   |                     |       |             |                   |
|                      | 町 外   | 小 ・ 中 ・ 高 校 生 | 1 人 1 回 に つ き 50 円  |       |             |                   |
|                      |       | 大 学 生 ・ 一 般   | 1 人 1 回 に つ き 100 円 |       |             |                   |

設備:

|       |            |
|-------|------------|
| シャワー室 | 1人1回につき50円 |
|-------|------------|

- (1) 入場料を徴収する場合は、使用料の10割増しとする。  
(2) 1時間未満は1時間とみなし、時間延長は1時間を限度とする。

## 5 野球場

| 区 分                         |         |         | 1 時間当たり使用料        |                 | その他の使用料           |           |                 |        |           |
|-----------------------------|---------|---------|-------------------|-----------------|-------------------|-----------|-----------------|--------|-----------|
|                             |         |         | 施 設               | 照 明             |                   |           |                 |        |           |
| 練 習                         |         |         | 町 内               | 小・中・高校生         | 250円              | 3,000円    | 午前 2,500円       |        |           |
|                             |         |         |                   | 大学生・一 般         | 500円              |           | 午後 2,500円       |        |           |
|                             |         |         | 町 外               | 小・中・高校生         | 500円              |           | 1日 5,000円       |        |           |
|                             |         |         |                   | 大学生・一 般         | 1,500円            |           | 17時以降1時間につき750円 |        |           |
|                             |         |         | 大会又は興行            | 入場料を徴収しない場合     | 町 内               | 小・中・高校生   | 500円            | 3,000円 | 午前 6,000円 |
|                             |         |         |                   |                 |                   | 大学生・一 般   | 1,000円          |        | 午後 6,000円 |
| 町 外                         | 小・中・高校生 | 1,000円  |                   |                 | 1日 12,000円        |           |                 |        |           |
|                             | 大学生・一 般 | 3,000円  |                   |                 | 17時以降1時間につき1,500円 |           |                 |        |           |
| 入場料を徴収する場合                  | 町 内     | 小・中・高校生 | 1,500円            |                 | 6,000円            | 午前 3,200円 |                 |        |           |
|                             |         | 大学生・一般  | 3,000円            |                 |                   | 午後 3,200円 |                 |        |           |
|                             | 町 外     | 小・中・高校生 | 3,000円            | 1日 6,400円       |                   |           |                 |        |           |
|                             |         | 大学生・一般  | 6,000円            | 17時以降1時間につき800円 |                   |           |                 |        |           |
|                             | 町 内     | 小・中・高校生 | 1,500円            | 12,000円         | 午前 10,000円        |           |                 |        |           |
|                             |         | 大学生・一般  | 3,000円            |                 | 午後 10,000円        |           |                 |        |           |
| 町 外                         | 小・中・高校生 | 3,000円  | 1日 20,000円        |                 |                   |           |                 |        |           |
|                             | 大学生・一般  | 6,000円  | 17時以降1時間につき2,500円 |                 |                   |           |                 |        |           |
| 入場料を徴収しない場合の上記の使用料の5割増しとする。 |         |         |                   |                 |                   |           |                 |        |           |

設備

| 種 類      | 使 用 料                              |
|----------|------------------------------------|
| 放送機器     | 1回につき400円                          |
| スコアボード機器 | 1回につき100円                          |
| 会議室      | 1回につき100円                          |
| 衛生費      | 大会 1回につき300円<br>興行・その他 1回につき2,000円 |
| シャワー室    | 1人1回につき50円                         |

- (1) 1時間未満は1時間とみなし、時間延長は1時間を限度とする。



## 6 陸上競技場

| 区 分  |             | 1時間当たり使用料 |         |               |        |        |
|------|-------------|-----------|---------|---------------|--------|--------|
|      |             | 施 設       | 照 明     |               |        |        |
|      |             |           | 2分の1点灯  | 全 点 灯         |        |        |
| 専用使用 | 入場料を徴収しない場合 | 町 内       | 小・中・高校生 | 200円          | 800円   | 1,600円 |
|      |             |           | 大学生・一 般 | 500円          |        |        |
|      |             | 町 外       | 小・中・高校生 | 400円          | 1,600円 | 3,200円 |
|      |             |           | 大学生・一 般 | 1,000円        |        |        |
|      | 入場料を徴収する場合  | 町 内       | 小・中・高校生 | 1,000円        | 1,600円 | 3,200円 |
|      |             |           | 大学生・一 般 | 2,000円        |        |        |
| 町 外  |             | 小・中・高校生   | 1,200円  | 3,200円        | 6,400円 |        |
|      |             | 大学生・一 般   | 4,000円  |               |        |        |
| 個人使用 |             | 使 用 料     |         |               |        |        |
|      |             | 町 内       | 小・中・高校生 | 無料（照明は4基8灯点灯） |        |        |
|      |             |           | 大学生・一 般 |               |        |        |
|      |             | 町 外       | 小・中・高校生 | 1人1回につき 50円   |        |        |
|      |             |           | 大学生・一 般 | 1人1回につき100円   |        |        |

### 設 備

| 種 類   | 使 用 料               | 専用使用の場合は、専用使用の使用料に含まれる。 |
|-------|---------------------|-------------------------|
| 放送機器  | 1回につき400円           |                         |
| 会 議 室 | 1回につき100円           |                         |
|       | クーラー使用は1時間につき500円加算 |                         |
| 衛生費   | 大会                  | 1回につき300円               |
|       | 興行・その他              | 1回につき2,000円             |
| シャワー室 | 1人1回につき50円          |                         |

- (1) 1時間未満は1時間とみなし、時間延長は1時間を限度とする。  
(2) 練習用備品を個人で使用する場合は、1種目につき50円とする。

## 7 スポーツドーム

| 区 分           |                                |             | 1 時間 当 た り 使 用 料                          |                                    |                               |
|---------------|--------------------------------|-------------|-------------------------------------------|------------------------------------|-------------------------------|
| 専用使用          | 使用者がアマチュアスポーツ及びレクリエーションに使用する場合 | 入場料を徴収しない場合 | 町 内                                       | 幼・小・中・高校生 400円<br>大学生・一 般 800円     |                               |
|               |                                |             | 町 外                                       | 幼・小・中・高校生 800円<br>大学生・一 般 1,600円   |                               |
|               |                                | 入場料を徴収する場合  | 町 内                                       | 幼・小・中・高校生 800円<br>大学生・一 般 1,600円   |                               |
|               |                                |             | 町 外                                       | 幼・小・中・高校生 1,600円<br>大学生・一 般 3,200円 |                               |
|               |                                | 興行・その他      | 入場料を徴収しない場合                               | 町 内 1,600円<br>町 外 3,200円           |                               |
|               |                                |             | 入場料を徴収する場合                                | 入場料を徴収しない場合の上記の使用料の5割増しとする。        |                               |
|               | 部分使用                           | 種 目         |                                           | 1 面 1 時間当たり使用料                     |                               |
| テニス、バドミントン等   |                                | 町 内         | 幼・小・中・高校生 100円<br>大学生・一般 200円             |                                    |                               |
|               |                                |             | 町 外                                       | 幼・小・中・高校生 200円<br>大学生・一般 400円      |                               |
|               |                                | ゲートボール      | 町 内                                       | 幼・小・中・高校生 100円<br>大学生・一般 200円      |                               |
|               |                                |             |                                           | 町 外                                | 幼・小・中・高校生 200円<br>大学生・一般 400円 |
| 野球、ソフトボール等    |                                |             | 町 内                                       | 幼・小・中・高校生 200円<br>大学生・一般 400円      |                               |
|               |                                |             |                                           | 町 外                                | 幼・小・中・高校生 400円<br>大学生・一般 800円 |
|               |                                | その他         | 上記の種目に準ずる。                                |                                    |                               |
|               |                                | 個人使用        | 使 用 料                                     |                                    |                               |
| トレーニングルーム     |                                |             | 町 内                                       | 1人1回につき 50円                        |                               |
|               | 町 外                            |             | 1人1回につき100円                               |                                    |                               |
| ウォーキング、ジョギング等 | 町 内                            |             | 無 料                                       |                                    |                               |
|               | 町 外                            |             | 小・中・高校生 1人1回につき 50円<br>大学生・一般 1人1回につき100円 |                                    |                               |
|               |                                | 照 明         | 区 分                                       |                                    | 1 時間 当 た り 使 用 料              |
| 町 内           | 小・中・高校生                        |             | 全 点 灯                                     | 2 分の 1 点 灯                         | 4 分の 1 点 灯                    |
|               |                                |             | 1,800円                                    | 900円                               | 450円                          |
|               | 大学生・一般                         |             | 2,400円                                    | 1,200円                             | 600円                          |
|               |                                |             | 町 外                                       | 小・中・高校生                            | 2,200円                        |
| 大学生・一般        | 3,000円                         |             |                                           |                                    | 1,500円                        |
| 興行・その他        | 町 内                            |             | 3,000円                                    | 1,500円                             | 750円                          |
|               |                                |             | 町 外                                       | 4,000円                             | 2,000円                        |

### 設 備

| 種 類     |        | 使 用 料                                      |
|---------|--------|--------------------------------------------|
| 放 送 機 器 |        | 1 回につき400円                                 |
| 会 議 室   |        | 1 回につき100円<br>クーラー使用は<br>1 時間につき<br>300円加算 |
| 衛生費     | 大会     | 1 回につき300円                                 |
|         | 興行・その他 | 1 回につき2,000円                               |
| シャワー室   |        | 1 人 1 回につき50円                              |

- (1) 1時間未満は1時間とみなし、時間延長は1時間を限度とする。  
(2) 個人使用のウォーキング、ジョギング等は2階部分及びアリーナ内の外周部分とする。ただし、アリーナ内は専用使用がある場合は、使用できない。

## 学校体育施設使用料 別表（第4条関係）

| 区 分   |         |     |     | 1時間当たり使用料 |        |
|-------|---------|-----|-----|-----------|--------|
| 運 動 場 | ソフトボール等 | 半 面 | 全 面 | 施 設       | 照 明    |
|       |         |     |     | 200円      | 500円   |
|       |         | 野 球 | 全 面 | 400円      | 1,000円 |
|       |         |     |     | 400円      | 1,600円 |
| 体 育 館 |         | 半 面 | 全 面 | 100円      | 150円   |
|       |         | 全 面 | 全 面 | 200円      | 300円   |
| 武 道 場 |         | 全 面 | 全 面 | 200円      |        |

## 危険物取扱者試験

試験日時：平成16年6月20日(日) 午前10時開始

試験種類：甲種、乙種(第1～6類)、丙種

試験会場：●南部の農林高等学校

●沖縄国際大学

●北部農林高等学校

●宮古工業高等学校

●八重山農林高等学校

受験願書受付期間：平成16年5月10日(月)～5月14日(金)

受験案内書配布先：各消防本部、宮古支庁総務観光振興課、  
消防試験研究センター

受験受付方法：受験願書を消防試験研究センターへ郵  
送又は直接窓口へ持参

☆お問合せ先(財)消防試験研究センター沖縄県支部

〒900-0029 那覇市旭町116-30

自治会館5階

TEL 098-867-5332

ホームページ：<http://www.shoubo-shiken.or.jp>

## 5月マルチメディアセンター講習会

### ◎パソコン入門

パソコン初心者を対象にマウス・キーボード操作、簡単な文書の作成指導等を行います。

5名 5月10日(月)から5月27日(木)の月曜日と木曜日 全6回 午後2時から4時

### ◎ワード・エクセル基礎講座

マウス・キーボードの操作が可能な方を対象にワード・エクセルの基礎講座を行います。

10名 5月10日(月)から5月27日(木)の月曜日と木曜日 全6回 午後7時から9時

### ◎ビジネスパソコン講座

ワード・エクセルの基本を理解している方で、就職を目的としている方や仕事でパソコンを利用する方を対象に、ビジネス文書の基本、エクセル関数やパワーポイントなどの指導を行います。

10名 5月11日(火)から5月28日(金)の火曜日と金曜日 全6回 午後7時から9時

### 問い合わせ先

嘉手納町マルチメディアセンター

嘉手納町字水釜412番地

TEL 956-1140 Fax 956-1145

Email:info@kadenammc.jp

## 労働安全衛生法に基づく

## 各種免許試験案内

ライセンスを取って開こう明るい未来!!

| 試験の種類      | 上期日程 |       |      |    |    | 下期日程(予定) |      |     |    |    |      |
|------------|------|-------|------|----|----|----------|------|-----|----|----|------|
|            | 5月   | 6月    | 7月   | 8月 | 9月 | 10月      | 11月  | 12月 | 1月 | 2月 | 3月   |
| 二級ボイラー技士   | 11   | 10・22 | 13   | 2  | 13 | 6        | 24   | 15  | 11 | 3  | 1・23 |
| クレーン運転士    | 17   | 9     | 7    | 10 | 9  | 14       | 9    | 8   | 12 | 2  | 8    |
| 移動式クレーン運転士 | 13   | 15    | 14   |    | 2  | 5        |      | 1   | 18 | 17 | 10   |
| 衛生管理者      | 25   | 16    | 6・21 | 9  | 7  | 13       | 4・18 | 16  | 20 | 15 | 2・24 |
| 潜水士        |      |       | 15   |    |    | 20       |      |     | 19 |    |      |

※この他に13種類の試験を行っています。

### 問合せ先

九州安全衛生技術センター

〒839-0809 福岡県久留米市東合川5丁目9番3号

TEL 0942-43-3381



## 学生の皆さんは学生納付特例制度をご利用ください！

学生の皆さんも20歳になったら必ず国民年金に加入し、保険料を納めることが義務となっています。しかし、ほとんどの学生は収入がなく親に扶養されています。そこで国民年金には、学生本人の所得が一定以下の場合、申請すれば在学期間中の国民年金保険料が後払いできる「学生納付特例制度」があります。病気やけがなど「もしも」の時の安心のためにも、ご利用ください。

### 対象者は…

大学、短大、高等専門学校、専修学校、各種専門学校及び夜間部・定時制、通信制課程の学生で、本人の前年の所得が68万円（収入で133万円）以下の学生。

※扶養親族等のある学生は、人数に応じて加算されます。

### 承認を受けると…

○学生納付特例期間中の障害や死亡といった不慮の事故には、満額の障害基礎年金または遺族基礎年金が支給されます。

○学生納付特例期間は、将来の年金を受けるための期間に算入されますが、年金額には反映されません。ただし、10年以内であれば保険料をさかのぼって納める（追納）ことができます。満額の老齢基礎年金を受けるためにも、卒業後は忘れずに追納しましょう。

### 届出が遅れたら…

学生納付特例制度は、申請のあった月の前月から承認することになっています。届出が遅れた場合、承認される前の期間は保険料を納めなければ未納期間となり、その間に障害の状態になっても障害基礎年金は支給されませんのでご注意ください。

※学生納付特例の申請は年度ごとに必要となります。

※学生納付特例の申請は住民票のある市町村役場国民年金窓口にて行ってください。

### 手続きに必要なもの

（学生納付特例）

- 年金手帳
- 印かん（本人が署名する場合は不要）
- 失業等を理由とするときは以下のいずれか
  - \*雇用保険受給資格者証の写し
  - \*雇用保険被保険者離職票の写し
  - \*離職者支援資金の貸付を受けた場合は、「貸付決定通知書」の写し 等
- 学生証または在学証明書の写し
- 今年、他の市区町村から転入された人は、前年の所得状況〔各種控除内容（社会保険料控除、医療費控除等）も記載されている〕を証明するもの
- 前年所得がある人は、前年所得を証明するもの（課税証明書、源泉徴収票、確定申告書の写し等）



町民課 国民年金係 TEL 956-1111 内線 (141・147)

## 犬を飼ったら

### 飼い主は、次のことを守って下さい。

1. 必ず登録をして下さい。
  - ◎登録申請手数料 3,000円
  - ※犬の鑑札をなくした方は、再交付の申請をして下さい。
  - ◎犬の鑑札再交付申請手数料 1,600円
2. 毎年1回狂犬病予防注射を必ず受けて下さい。（集合注射以外での注射は動物病院等で受けて下さい。この場所料金は若干異なります。）
  - ◎狂犬病予防集合注射手数料 2,450円
  - ◎注射済票交付申請手数料 550円
  - 合計 3,000円
3. 犬の死亡又は犬の所在地等を変更したときは、町役場に届出をして下さい。
4. 犬による危害を防ぐため、つないで飼って下さい。

5. 犬を飼っていることを住居の門口など人のみやすい所に表示して下さい。
6. 犬の運動（散歩）のときは、紐などでつないだ状態で行って下さい。又、公共施設（運動場等）での犬の調教、訓練などは他の利用者の迷惑になりますので絶対にしないで下さい。
7. 犬の散歩などのときのフンは、必ずビニール袋などで処理をして下さい。
8. かわいい犬をのら犬にしないため、犬を捨てないで下さい。
- ※これらのことを守らないと罰せられることがありますので注意して下さい。
9. 犬を飼えなくなったときは、ほかの飼い主をさがし、やむを得ないときは保健所・県動物愛護センター又は町役場へ相談し、引き取ってもらいましょう。

### 狂犬病予防集合注射のお知らせ

期日：平成16年5月16日（日）

場所：嘉手納町役場玄関前

午前9時30分から午前11時30分 東区、中央区、北区

午後1時30分から午後4時まで 南区、西区、西浜区

問い合わせ：嘉手納町 いきいき健康課 TEL 956-1111

## お知らせ

「ピヨピヨ写真館」のコーナーでは、嘉手納町の新しい仲間たちの誕生を祝って1歳未満のかわいい「かでなっ子」を紹介しています。このコーナーへの掲載を希望する方は、下記までお気軽にご連絡ください。

連絡先

嘉手納町役場・企画財政課（企画係）

TEL 956-1111（内線・232）広報担当 川原田



## ピヨピヨ写真館 33

又吉 俊樹（男子）

生年月日

平成15年7月15日

（父）宗俊（母）君子

くまさんを

やっつけたゾ～

## 野國總管 コーナー 26

## 沖縄における甘藷の名称・種類（4）



ニシムラホカマチクドゥンベーチンノウシヨ  
「西村外間筑登之親雲上農書（1838年）」作成の頃かあるいはそれ以前に作成されたと思われる「安  
サトムラタカラチクドゥンベーチン タガタ イモやさいるいジョウガタイガイノココロエ  
里村高良筑登之親雲上、田方ならび芋野菜類養生方大概之心得」には、蕃藷の作り方のなかに甘藷の品  
種に関する記述がみられるので以下に紹介する。

一、かつら（方音カンダ）は、唐薯、黒かつらなどの品種がよい。しかしながら植える時期とか土質な  
どもあるので、かつらの品種もよくよく考えて植えるべきである。

但しかぢやという品種は7月15日ころから8月の中ころまでは植え付けできない。黒かつらも7月中旬  
より9月までは植えられない。このころは、唐かつらなどを植えるのがよい。

一、かぎやと唐かつらを比べると、なるべくかぎやの方がよい。

一、唐かつらという品種は、つるさきの赤い甘藷である。じゅうぶんな湿りがあれば、赤こうという品  
種がよい。

一、赤こうは、過湿の土地にはよくない。この品種のつる先の赤いものは、変種で退化しやすく、つる  
先の白いものは、葉が枯れやすい。

以上、農書から品種の種類に関することがらを抜粋して紹介したが、次に幕末の頃伝わった「オラン  
ダー芋」についての若干の資料を紹介する。

当時の沖縄では甘藷の名称は「ンム」であり、「オランダー芋」とは、オランダ（外国のこと）から  
伝わったンムという意味である。

仲原善忠全集第4巻に、島津斉彬言行録からの「オランダー芋」関係の抜粋記録がある。

「現在、オランダ芋と呼ばれている種類は1857（安政4）年12月、アメリカ軍艦が琉球へ渡来した  
とき、米人から恵与されたものである。南アメリカ産の貯蓄がしやすい種類のものであり、市来四郎在  
琉のとき、手に入れて献上されたものである」という内容の記録である。沖縄大百科事典には、「オラ  
ンダー芋は黄芋ともいい、異国船がもたらした新品種で、水気が少なく長持ちするため糸満漁夫が航海  
に持参したので、糸満芋とも呼ばれた…」という説明がなされている。また、南種子町島間小学校校門  
の左手校庭縁には、サンダー甘藷についての、次の碑文が建っている。

### ◎ サンダー甘藷由来碑

安政3（1856）年4月、甘藷サンダー種、本島に伝わる。俗に呼んでオランダ芋という。蓋しこの称  
の由来は知らざるなり。これ琉球トメグス（豊見城）村にサンダーという人あり。初めてこれを栽培す。  
よってこれをサンダー芋という。味すこぶる口舌に適し、かつ保存に堪う。たまたま当地の人、山小田  
次郎作、瀬戸口甚四郎、山小田周作三人、琉球にあり、喜び求めて携え帰る。この種の本島に入る、実  
にこれを以て嚆矢となす。爾来、本島民その恩沢を蒙ること蓋し大なり。今その功を思い、区民相談し、  
これを石に銘じて以て不朽に伝うと、云々。

明治三十五年九月十七日 島間区民一同

以上種々の資料から近世琉球王府時代の甘藷の種類について紹介した。

なお、オランダー芋（方音ウランダー）は、かぎや（方音かぢやー）、赤こう（方音アカグー）など  
とともに昭和30年代ころまで、沖縄でよく栽培されていた品種である。（文：宮平友介）





# 町民カレンダー

ひと 未来かがやく交流のまち かでな

| 6  |    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|    |    | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  |
| 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 |
| 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 27 | 28 | 29 | 30 |    |    |    |

| 日<br>六輝 旧暦      | 町の行事                                                                                                                                                                               | 家庭メモ |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 1 土<br>先負 3・13  |                                                                                                                                                                                    |      |
| 2 日<br>仏滅 3・14  |                                                                                                                                                                                    |      |
| 3 月<br>大安 3・15  | 憲法記念日                                                                                                                                                                              |      |
| 4 火<br>赤口 3・16  | 国民の休日                                                                                                                                                                              |      |
| 5 水<br>先勝 3・17  | こどもの日<br>立夏                                                                                                                                                                        |      |
| 6 木<br>友引 3・18  | 総合健康相談 町役場保健師室 AM9:00～11:30<br>操体教室 総合福祉センター4階 AM10:00～11:30<br>リハビリ教室 総合福祉センター4階 PM1:30～3:30                                                                                      |      |
| 7 金<br>先負 3・19  |                                                                                                                                                                                    |      |
| 8 土<br>仏滅 3・20  |                                                                                                                                                                                    |      |
| 9 日<br>大安 3・21  |                                                                                                                                                                                    |      |
| 10 月<br>赤口 3・22 | 健康相談（出張相談）<br>総合福祉センター4階 AM9:30～11:00<br>中央区あしびな<br>中央区コミュニティセンター AM10:00～PM1:00                                                                                                   |      |
| 11 火<br>先勝 3・23 | 中央区集団健診<br>中央区コミュニティセンター AM9:00～PM3:00<br>各区ゲートボール親善交流会（老人クラブ）<br>野國總管ゲートボール場 AM9:30～PM3:00<br>南区かりゆし会 南区コミュニティセンター AM10:00～PM1:00                                                 |      |
| 12 水<br>友引 3・24 | 中央区集団健診<br>中央区コミュニティセンター AM9:00～PM3:00<br>東区がんじゅう会<br>東区コミュニティセンター PM2:00～4:00                                                                                                     |      |
| 13 木<br>先負 3・25 | 総合健康相談 町役場保健師室 AM9:00～11:30<br>操体教室 総合福祉センター4階 AM10:00～11:30<br>北区百の会 北区コミュニティセンター AM10:00～PM1:00<br>ニコニコ歯科健診（平成15年2月生～5月生）総合福祉センター3階 PM1:00～1:30<br>リハビリ教室 総合福祉センター4階 PM1:30～3:30 |      |
| 14 金<br>仏滅 3・26 |                                                                                                                                                                                    |      |
| 15 土<br>大安 3・27 |                                                                                                                                                                                    |      |
| 16 日<br>赤口 3・28 |                                                                                                                                                                                    |      |

| 日<br>六輝 旧暦      | 町の行事                                                                                                                                                                | 家庭メモ |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 17 月<br>先勝 3・29 |                                                                                                                                                                     |      |
| 18 火<br>友引 3・30 | 西区婦人検診 西区コミュニティセンター PM1:30～2:30<br>西浜区ことぶきの会<br>西浜区コミュニティセンター PM2:00～4:00                                                                                           |      |
| 19 水<br>仏滅 4・1  | 西区ゆんたの会<br>西区コミュニティセンター AM10:00～PM1:00                                                                                                                              |      |
| 20 木<br>大安 4・2  | 総合健康相談 町役場保健師室 AM9:00～11:30<br>操体教室 総合福祉センター4階 AM10:00～11:30<br>リハビリ教室 総合福祉センター4階 PM1:30～3:30                                                                       |      |
| 21 金<br>赤口 4・3  | 小満<br>1歳6ヶ月児健診（平成14年9月生～10月生）<br>総合福祉センター3階 PM1:00～2:00<br>町内公園パトロール 各町内公園 PM3:00～                                                                                  |      |
| 22 土<br>先勝 4・4  |                                                                                                                                                                     |      |
| 23 日<br>友引 4・5  |                                                                                                                                                                     |      |
| 24 月<br>先負 4・6  | 健康相談（出張相談）<br>総合福祉センター4階 AM9:30～11:00<br>中央区あしびな<br>中央区コミュニティセンター PM2:00～4:00                                                                                       |      |
| 25 火<br>仏滅 4・7  | 総合栄養相談 町役場保健師室 AM9:00～11:30<br>各区グラウンドゴルフ親善交流会（老人クラブ）<br>町陸上競技場 AM9:30～PM4:00                                                                                       |      |
| 26 水<br>大安 4・8  | 西区ゆんたの会<br>西区コミュニティセンター PM2:00～4:00                                                                                                                                 |      |
| 27 木<br>赤口 4・9  | 総合健康相談 町役場保健師室 AM9:00～11:30<br>操体教室 総合福祉センター4階 AM10:00～11:30<br>リハビリ教室 総合福祉センター4階 PM1:30～3:30<br>南区かりゆし会 南区コミュニティセンター PM2:00～4:00<br>北区百の会 北区コミュニティセンター PM2:00～4:00 |      |
| 28 金<br>先勝 4・10 | 東区がんじゅう会<br>東区コミュニティセンター AM10:00～PM1:00                                                                                                                             |      |
| 29 土<br>友引 4・11 | 乳幼児一般健診（平成15年5月生～平成16年2月生）<br>総合福祉センター4階 PM1:00～2:30                                                                                                                |      |
| 30 日<br>先負 4・12 |                                                                                                                                                                     |      |
| 31 月<br>仏滅 4・13 |                                                                                                                                                                     |      |

嘉手納町役場 956-1111 社会福祉協議会 956-1177 かでな振興(株) 957-1414  
防衛施設周辺整備協会 956-0750 東 区 956-3179 中央区 956-6223  
北 区 956-3928 南 区 956-4688 西 区 956-4544 西浜区 956-4541